

尾北教職員労働組合  
執行委員長 小山 晃範

2023年度後期要請書

日頃、学校教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。  
 私たち尾北教職員労働組合は、皆様方のご協力をいただきながら、「子どもが輝き、教職員が安心して働き続けられる学校づくり」を目指して活動を続けております。  
 今回、さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容に関してよく検討していただき、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

要請事項

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 深刻化している教員未配置「教育に穴があく」問題に対し、定数内講師をなくし、新規採用を増やす、再任用短時間勤務を定数外とする、先読み加配をするなどの対策を早急に講ずること。
- 3 新型コロナの分類が5類となったことに伴い、授業でのグループ活動や給食でのグループ会食など、子どもどうしの関わり合いや学び合いを進めること。
- 4 政府が進めているGIGAスクール構想やタブレット端末の使用について、以下の点に留意すること。
  - ① 導入から3年以上経過した一人一台端末について、メリットやデメリットを検証する。また、タブレットありきではなく、必要な場面において無理のない範囲で活用する。
  - ② 視力低下や健康被害、依存性・中毒性の懸念があるため、適切なルールや制限を設ける。
  - ③ タブレットの家庭への持ち帰りについては、その管理と使用方法を家庭に委ねることになるため、保護者の意思を尊重する。また、通信費や破損の際の修理費などが、保護者負担とならないようにする。
  - ④ 全ての子どもへの学習保障の観点から、休校や学級・学年閉鎖の際には、リモートにより授業を進めることがないようにする。
  - ⑤ 政府・文科省が中心となって推進しようとしている「教育DX」の動向を注視するとともに、子どもの個人情報については、本人の意図しないところで蓄積や民間利用されたり、漏洩したりしないよう、慎重に取り扱う。
- 5 小学校高学年の教科担任制については、以下の点に留意すること。
  - ① 教科担任制の導入については、教科担任制ありきではなく、専科教員の加配に応じた教科担任制を基本に、各学校の実情に合わせて全職員でよく検討する。
  - ② 教科担任制を導入する場合の教科については、文科省が示している優先教科に縛られず、各学校の実情に応じて決める。
  - ③ 専科教員の加配に向け、国や県への働きかけを行うとともに、市町でも独自に専科教員の加配を進める。特に、音楽と英語については、各校に専科教員を配置する。
- 6 特別支援教育について、以下の改善を進めること。
  - ① インクルーシブ教育が進み、重い障害のある児童生徒の入学が増えている実態に合わせ、支援員や介助員の配置や増員、さらには施設設備の整備や改修を進め、教職員に負担を押しつけないようにする。
  - ② 全小中学校に通級指導教室を設置し、専属の担当教員を配置する。また、専用の教室や必要な教材備品の整備を進める。
  - ③ 特別支援学級の学級定数を現行の8名から6名に引き下げる。また、2学級で11名以上の在籍があれば、加配教員を配置する。
  - ④ 特別支援学級の担任を、短時間勤務の教員2人で担うと、教育活動にさまざまな支障をきたす恐れがあるので、そういった対応は避ける。
- 7 いじめや不登校、虐待、貧困問題などの課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置や拡充を進めること。
- 8 教員免許更新制の廃止に伴い今年度より導入された「新たな研修制度」については、以下の点に留意すること。
  - ① 一人一人の教員の自主的な研修を尊重する。
  - ② 「校長による指導助言・受講奨励」については、押しつけ的にならないようにする。
  - ③ 「研修履歴の記録」については、負担増とならないよう簡素化を図る。

- 9 要請訪問については、形式的になっている部分の見直しと負担軽減に向け、教科指導員等の助言者に対して、授業者が指導案を持参することや、挨拶や事前の指導をなくすこと。
- 10 学校の校舎や校庭、遊具、プールなどの施設の安全点検や維持管理については、専門の業者に委託するなどし、学校の教員に負担や責任を押し付けないこと。また、学校プールの民間委託については、教育や学校運営に支障が生じることがないようにすること。
- 11 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」である「月 45 時間」超の職員をゼロにするため、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。その際、早く帰ることのみを強調する「時短ハラスメント」が生じないようにすること。
- 12 多忙化解消に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
  - ① コロナ感染対策として抜本的に見直しを図った学校行事や出張等については、多忙化解消の観点を含め、今後も継続する方向で検討する。
  - ② 成績処理や諸帳簿の整備、学級や学年の実務などを、勤務時間内に終わらせるよう、業務改善を進める。特に、年度始め、学期始め、学期末、学年末には、会議をなくしたり、日課を調整したりして、実務時間を確保する。
  - ③ ラーケーションの導入により、市町や学校によって、連絡受付や校内での手続きなど教職員の負担が増している状況が見られるため、必要な措置を講じる。
- 13 部活動のさらなる改善に向け、以下の取り組みを進めること。
  - ① 新規採用教員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は部活動指導の主顧問を担当させない。
  - ② 部活動の担当については、個々の教員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにする。
  - ③ 部活動地域移行については、教員の負担軽減につながるよう進める。
- 14 早朝勤務などの時間外勤務があったときの割り振りが確実にとれるよう、以下の取り組みを進めること。
  - ① 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」を確実に伝える。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにする。
  - ② 時間外勤務があったときは、途中の休憩がとれない実態と、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、年休と同じように、夕方の休憩時間の 30 分を除いて割り振りをする。
  - ③ 勤務時間の割り振りは、16 週間内で可能であることを確実に知らせ、やむを得ず平日にとれなかった場合でも、長期休業中を含めて時間外勤務の割り振りが行われるようにする。
- 15 労働時間の適正な管理に関して、以下のように入校時間記録表を正確に記録すること。
  - ① 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握する。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないようにする。
  - ② 休憩時間 45 分を一律に引くのではなく、県教委依頼文書にあるように、「休憩時間中にやむを得ず業務に従事した時間」を加える。
- 16 教員の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
  - ① 持ち時間数については、勤務時間内に業務を終えられるようにするため、小中学校 20 時間以内（1 日 2 時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進める。
  - ② 特別支援学級の担任についても、空き時間を確保する。
  - ③ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の空き時間確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたる。少人数や T T の授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避ける。
  - ④ 小学校の専科教員の加配については、全学年を視野に入れて拡充を進め、全ての学級担任の持ち時間数軽減を図る。
- 17 病気やけがで休んだり通院したりする際の休暇を年休で処理している実態が依然見られる。職員が病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
  - ① 療養休暇は、1 日や 1 時間単位で取れる。
  - ② ボーナスは 30 日未満、給与は 40 日未満なら、その処遇には影響がない。
  - ③ 1 週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ない。
- 18 職場において、ハラスメントが生じないようにすること。特に、パワハラ防止については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31 改定）を全職場で周知徹底すること。
- 19 教職員の不祥事（わいせつ事案）が疑われる言動に対しては、まずは本人や保護者など関係者から丁寧に話を聴き、情報を集めること。教育委員会や管理職が責任をもって問題の解決に当たり、一斉無記名アンケート等の子ども・保護者と教職員の間に不信感を生じさせるような対応をしないこと。